平成２９年（フ）第６５６号
北海道千歳市長都駅前４丁目11番16号
債務者　玉木康志郎
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７３号
札幌市白石区東札幌１条１丁目２番３号　瀬比亜館リヴェール304号
債務者　平山　裕美（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３９号
札幌市厚別区青葉町15丁目17番１―608号
債務者　栗原　宏太
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９８号
札幌市東区北20条東18丁目５番16号　コーポ望１号
債務者　平松　義昭
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１３号
札幌市白石区菊水１条３丁目３番８―101号
債務者　小川　　聡
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０４３号
札幌市豊平区美園６条８丁目４番18号　セレクト美園101号
債務者　加藤　純史
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３号
群馬県前橋市日吉町１丁目５番地７　山本ハイツ　403号
債務者　木村　勝典
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２４号
群馬県伊勢崎市境東新井380番地１
債務者　深須　智之
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５号
群馬県前橋市富士見町石井71番地１
債務者　一倉真寿美（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４９号
群馬県前橋市六供町１丁目24番地３　六供サンハイツ　102号
債務者　石澤　八重
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９９号
群馬県高崎市緑町２丁目16番地７　アーバンフラット103号室
債務者　佐藤　政則
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第９１号
長野市大字稲葉1731番地６　フレグランスＮＫ202
債務者　松木　香織（旧姓披村）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
岐阜県瑞浪市明世町戸狩109番地　トリニティー伊藤　Ａ―203号、従前の住所岐阜県瑞浪市下沖町２丁目49番地　レヂデンス下沖Ａ―202号
債務者　天野　志保（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１８５号
静岡県御殿場市東田中１丁目２番８号　コーポ鈴木Ａ101
債務者　半田　孝作
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
静岡県御殿場市東田中１丁目２番８号　コーポ鈴木Ａ105
債務者　半田　政孝
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
愛知県一宮市開明字洗心30番地10
債務者　鬼頭　　薫
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４０４号
京都市伏見区向島庚申町50番地３
債務者　リサイクルショップ特戦隊こと前田商店こと　前田　広太
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係